第8次赤穂市行政改革推進委員会傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、第8次赤穂市行政改革推進委員会運営要領第7条の規定に基づき、 第8次赤穂市行政改革推進委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道席に分ける。

(傍聴人の定員)

- 第3条 一般席の傍聴人は、原則として10人とする。ただし、会場の規模に応じて調整することができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申出書(別記様式)に必要事項を記入の上提出し、整理券の交付を受けなければならない。
- 3 整理券は、前項の傍聴申出書の提出順に交付するものとする。
- 4 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、前項の整理券交付順により傍聴することができるものとする。

(傍聴人の遵守事項)

- 第4条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行 為をしてはならない。
- 2 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(議長の指示)

第5条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

- 第6条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなけれ ばならない。
- 2 議長は、この要領に従わない傍聴人に対し、退場させることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

付 則

この要領は、平成29年12月19日から施行する。

第8次赤穂市行政改革推進委員会 傍聴申出書

平成 年 月 日開催 (会議名)

※ 受付番号	氏 名	住	所

※受付番号欄は記入しないで下さい。

【注】傍聴される方は、この申出書を受付に提出してください。

(A5)